

【質疑応答】

■ 会場からの質問に対して

(司会)

それでは時間になりましたので再開いたします。質疑応答、意見交換を行いたいと思います。壇上には先ほどご講演いただいた鶴身様、岐阜県生活衛生課食品安全推進室長の野池、岐阜市保健所食品衛生課長の宮居が登壇しております。

(細川係長)

まず、開催案内時に皆様から事前にご質問いただきました4点について、取り上げたいと思います。1点目は、少し専門的な話になるかもしれませんが、アメリカ合衆国の食品安全基準を知りたいということで、FDA（米国医薬食品局）が定めている食品の異物混入の基準について、それから国会で審議中のTPPの関係で、輸入農産物などの食品の安全基準が変化するのではということに危惧されているわけですが、この点についていかがでしょうか。鶴身部長様からよろしくをお願いします。

(鶴身部長)

最初の異物の質問の趣旨は、何をもちて異物としているかということだと思いますが、アメリカでは、硬質異物の基準として、最大7mm以下の異物はほとんど外傷の原因にならないという話があって、7mmという数字だけが出てきますが、よく読むと高齢者や乳幼児のようなハイリスクグループの方を除いて、7mm以上だと健康被害が発生する可能性があるということがFDAでは書いてあって、7mm以下では何も問題がないということを行っているわけでもないです。一般には7mm以上だと健康被害が起り得ると書いているので、当然それ以上になると何らかの措置を取らなければいけなくなる。それ以下のものであっても状況に応じてということになるのだろうと認識をしています。

TPP関係では、食品の安全基準というのは、一般的に言うと、TPPだから食品の安全の基準が変えられる、緩められるのではないかというのは、無いのではないかと思います。TPPの案文を見ても、よく言われていることですが、WTOのSPS協定という衛生植物検疫の協定があって、科学的根拠に基づいて各国で基準を決めないとWTO違反といったことになるのですが、科学的根拠があれば当然必要な措置が取れる。ただそれを守らないとWTOで問題になる。日本でも、放射性物質の関係で韓国で水産関係の輸入を止められているので問題にしているといったことがあります。そういった食品安全の問題はTPPに限らず、常にあります。科学的根拠に基づいて、基準が定められているかどうかという各国の意見の交換というのは常に行われており、TPPだから緩めなさいという規定になっているわけではないということです。

(細川係長)

今のTPPの話ですが、実際に対象の食品や範囲など、いろいろなことで対象国の規制が違おうと思うのですが、その辺りについて具体的なことがありましたら教えていただけませんかでしょうか。

(鶴身部長)

例えば農薬の基準を見ても、一生涯食べ続けてもヒトの健康に影響を与えない量というのが、科学的データからまず決まります。それはリスク評価で決まるのですが、これに基づいて、食品ごとの基準値を作っていきます。食品ごとの基準値とは摂取量、食べる量で決まります。一方ではその農薬の使用の目的もありますから、目的を果たしながらその量を決めていきますし、国によって摂取量の違うところもあるのだらうとは思いますが、元々の一生涯食べ続けてどうかというところはそんなに違いがあるとは思えないのですが、それぞれの国の基準としての違いは出てくるものはあると思います。

(細川係長)

ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。遺伝子組換え食品がかなり輸入されていることや、加工食品に使用されているということが、私たちにあまり知られていないのですが大丈夫でしょうかというご質問があるのですが、これについて鶴身部長様からお答え願います。

(鶴身部長)

遺伝子組換え食品の安全性評価というのは、内閣府の食品安全委員会で行っています。遺伝子組み換えで健康にどんな影響があるのかという評価の手法が、国際的にも出来上がっております。組換えたときにつなぎ目で何が起きるかというところの観点是非常に厳密に見られ、またアレルギーの観点からも見られており、安全性評価が終わっているものについては、現在の科学的知見において、安全性が確認されています。

よくご心配をされる点は、表示です。遺伝子組換え食品を使っています、分別していませんというのは表示の義務になるので、そういったものについては表示がされています。ただ、遺伝子がバラバラになってしまって、検査できないようなものは表示の義務になっていないので、しょう油や油などは表示義務の対象になっていない。任意表示がされているものはあるとは思いますが、それは検査しても見つけられないし、その遺伝子はずかまらないので、確認はできないということなのだらうと思います。

(細川係長)

ありがとうございます。事前の最後の質問ですが、生野菜は収穫後何日ぐらいで、国内

の店頭に並ぶのですかという質問で、いろんな国があるのですが、非常に鮮度が気になりますということで、現場で検疫業務などを担当されていた、鶴身部長様から回答をお願いします。個々の話で、難しいとは思いますが、どういった形でそういうことを知れば良いのか、そういった情報を掲載されているようなものがございましたらご紹介いただければと思います。

(鶴身部長)

野菜によって期間がいろいろだと思います。当然、日本に持ってきて売れないと商売にならないので輸入者は、体制を整えます。ブロッコリーなんかは氷詰めで来ます。真空パックをして、日持ちをさせるような工夫がされているものもあります。期間とそれに対応する工夫もあると思うので、期間は必ずしも分からないところもありますが、関係機関のホームページに出ていたりすることもあるようですので、ご覧いただければと思います。

(細川係長)

ありがとうございます。やはり現場ではいろいろな工夫をして輸入されているということなのでしょうか。

会場の方で質問票にご記入いただいたものが、1件ありましたのでご紹介させていただきます。年々、輸入の届出件数が増加していますが、検査率が8.7パーセントということで検査対象にならなかった輸入食品の中に、仮に不適切な食品があったとしても、それらの食品はそのまま国内に流通されてしまうのでしょうか、また経験から基準値以下であることがほとんどなのでやむを得ないとしているのでしょうかというご質問をいただきました。検疫の関係と国内の流通に関して監視体制を敷いているというお話をいただきましたが、鶴見部長様からこの点についてご回答いただきたいと思います。

(鶴身部長)

検査をしなかった食品の中に違反のものがあるのではないかとということですが、その可能性はあります。検査する項目にもよります。全部の食品に全部の項目を検査するというのはとても無理なことです。検査だけで食品の安全性を確保しようというのは難しい。ですから農薬の使い方、動物の餌のやり方、原材料の受け入れの管理、そういった工程での管理をして、安全性を確保しないと検査だけに頼るとするのは非常に難しいということです。

(細川係長)

検査だけでは難しいということはあるのですが、私ども県や市では、輸入食品について残留農薬や食品添加物の検査をさせていただいているので、この点について県の野池室長からお話いただければと思います。

(野池室長)

岐阜県健康福祉部生活衛生課の野池と申します。県の取り組みの中で先ほど、細川からご説明させていただいていますが、国の方で水際の検疫の検査をさせていただいているのに加えて、岐阜県だけではないのですが、全国の自治体、県や市で流通している食品について国内に入った後の収去検査ということをそれぞれのところで実施をしております。先ほど、鶴身部長の話にもあった平成14年の冷凍ホウレンソウからクロルピリホスという農薬が検出されたという10年以上前の話になりますが、当時、岐阜県も県内各地の流通品について検査をしまして、やはり同様に中国産の冷凍野菜からクロルピリホスを検出したという事例がございました。その後、平成15年から平成27年について、ずっと継続して検査をしてきており、違反については全くございませんでしたが、たまたま今年、平成28年の検査でルフェヌロンという農薬がやはり中国産の野菜から出たという事例がございました。そういうわけで流通しているものが絶対安全かという、やはり検査をすると出てくるというのが実態でございます。

県民の皆様のお不安の声にお答えするような形になろうかと思いますが、10年前の輸入食品の県での検査数は127の食品について、残留農薬ですとか食品添加物などについて検査をしておりました。それが、昨年平成27年度については345件ということで、約2.7倍の検査数に増やしているという状態でございます。もちろん、県の方で検査ができる数というのが、いろんな制約もございますので、何倍にも一気に増やすということはなかなか難しいわけなのですが、国内産も含めた全体の数は、1,800前後ということで、そんなに前後していないのですが、輸入食品の割合を2.7倍まで増やしているといった取り組みをしております。もちろん違反品については輸入者の方に連絡して回収などの措置をとって皆様の口に入らないような措置をとっているところです。

ただ不安な気持ちと言うのは当然あろうかと思いますが、国内産の検査の実績と比較したときに一概には比較しにくい部分はもちろんあるわけですが、輸入食品だから違反率がすごく高いかといったら、実はそうでもなく、ほぼ一緒か、もしかするとものによっては輸入食品の方が違反率が低いというものもあるようでございます。県としても輸入品に限らず国内品についても同様なのですが、安全性の確保、検査も含めて、国内産のものについてはもちろん事業所の立入り、衛生管理の指導という部分で安全確保をこれからもやっていきたいと考えております。

(細川係長)

ありがとうございます。それでは、検査の話ばかりですが、加工食品の原料原産地の食品表示法による義務化のような話が出ていますけれども、輸入食品の表示に関しては、相談などを受けたりすることもあるかと思いますが、この点につきまして岐阜市保健所食品衛生課の宮居課長から、何かございましたらお願いします。

(宮居課長)

輸入食品の表示の相談はあります。加工食品についてはものによって、原料原産地、輸入者、輸入国の表示が必要なものがございます。また生鮮品については、原産地、国内産であれば都道府県名といったものが必要ですが、輸入品であれば原産国が必要です。スーパーや販売店などで野菜売場を見て頂くと、きちんと表示がされていればよろしいですが、私どもが監視に行ったときに表示が無ければ、表示の指導をします。また、例えば柑橘類などは、添加物、防ばい剤、要は防カビ剤です、これらについて生鮮品でも表示が必要で、その生鮮品のところに原産国と一緒に何が使っているかという表示が必要ですので、そういった点に注意して見えています。

また岐阜市には中央卸売市場という市場があります。週に1回は早朝監視ということで、せりが始まる朝5時から場内を監視して、野菜売場や魚介売場について表示と衛生状態の確認をしております。それから表示とともに検査についても、市場から、特に残留農薬について外国産のものを定期的に抜き取り検査しております。今のところは違反が出たという事例はございません。

(細川係長)

ありがとうございます。検査や表示の取組み以外に、県ですと出前講座という形でリスクコミュニケーションとして消費者の方に情報提供を行っているのですが、岐阜市ではリスクコミュニケーションについて何か行っていることはございますでしょうか。

(宮居課長)

検査をした結果や、表示についての取組み状況などは、岐阜県もそうですが岐阜市もホームページでその都度、掲載、公表しています。また、同じように出前講座といいまして、食品添加物に関することや食品安全に関する事など様々な項目を設けておまして、申し込みがあれば職員が出向いて研修を実施し、その際に意見等を頂戴しております。

(細川係長)

岐阜県でのリスクコミュニケーションの取組みについて野池室長からご紹介をお願いします。

(野池室長)

岐阜県でも全く同様にリスクコミュニケーションということで、皆様方いろいろな関係者の方と、情報を共有して一緒に考えたり、疑問の声を聴いてお答えしたり、そういったことを積極的に施策として進めているところであります。先ほどご案内していた岐阜県の出前講座「知っとく講座」というタイトルにしているわけですが、昨年度は県下各地で4

5回開催させていただきました。45回で延べ1,318人のご参加をいただきました。ちなみに輸入食品について希望があって、承ったのは2回、39人の方に輸入食品の安全性について一緒に考える機会をもたせていただいたという状況でございます。県庁からお邪魔するというのもございますし、県下各地に県立の保健所が11ヵ所ございますので、もしかすると現地の職員がお伺いしてお話するというところもあるかもしれませんが、皆様からご要望があれば、日程調整のうえで、100パーセントお受けするスタンスであります。最低5人からというルールになっておりますが、ご相談いただいておりますので、お気軽にお声掛けいただければと思います。

もちろんホームページでのご紹介や、本日のシンポジウムもそうですし、また食卓の安全・安心ニュースといった一枚紙裏表のものですが、県下各地の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校まで全部の学校に原則、月1回頑張って発行しています。ひょっとするとお子様が持ち帰られたり、学校で給食便りのようなものに使っていただいたりしていると思います。もしご覧になる機会があれば、読みやすい形にしておりますので、見ていただいて、今後こんなテーマが欲しいといったことで、輸入食品でも結構です、他のテーマでも結構です、もし知りたいことがあればぜひリクエストをいただければこちらも励みになります。その辺りも身近なところでリスクコミュニケーションということで積極的にやらせていただこうと思っておりますので、是非ご協力、ご参加をお願いしたいと思います。

(終わり)